



# 恩納村行政区設置条例



## を制定しました！！

「行政区」と「自治会」の機能、役割を以下のとおりです。

### ◆行政区とは・・・

恩納村役場（行政）が村民サービスを提供するための事務を行う区画のことです。行政区では、行政区長が役場から委託を受けて、行政サービスの提供を行います。

### ◆自治会とは・・・

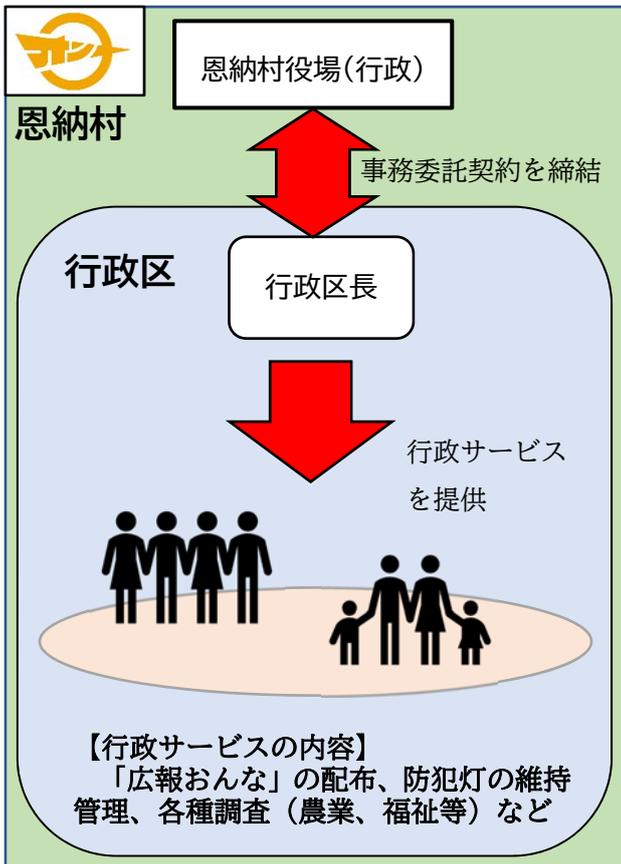
各地域の公民館等を中心に活動を行っている地域コミュニティ団体のことです。自身の意思で加入し、会費を納め、祭祀や伝統行事といった地域の行事や総会や団体活動（老人会、婦人会、青年会、子供会等）を行います。

行政区を設置したことで、すべての村民が行政サービスを等しく受けることができる体制づくりが図られます。

### 行政区の数は15行政区！！

名嘉真区、安富祖区、喜瀬武原区、  
瀬良垣区、太田区、恩納区、  
南恩納区、谷茶区、富着区、  
前兼久区、仲泊区、山田区、  
真栄田区、塩屋区、宇加地区

### 【行政区のイメージ】



### 【よくある質問(Q)&回答(A)】

#### Q 区長以外で行政区長が新たに誕生するの？

A 新たに誕生するのではなく、各行政区内の区長と事務委託契約を行うことにより、自治会との連携強化が図られるなど、更なる効果が期待できることから区長以外の方が行政区長を担うことは想定しておりません。

#### Q 住んでいる最寄りの自治会には加入せず、出身地の自治会に加入している場合はどうなるの？

A 問題ありません。ただし、原則として、村からの行政情報（広報おんな）は、お住まいの地域の行政区が届けます。区民運動会や敬老会等の自治会活動に関するお知らせは、加入している自治会から届きます。

### 【お問い合わせ先】

恩納村役場 総務課 行政係  
Tel098-966-1200